

石川県における災害廃棄物処理対応について

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

令和5年10月4日、5日

石川県生活環境部資源循環推進課

災害廃棄物とは

- ① 自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、
- ② 生活環境保全上の支障へ対処するため、
- ③ 市区町村等がその処理を実施するもの

処理責任

災害廃棄物の処理主体は市区町村等

市区町村は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努める。平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成している市区町村においては、災害時においても一部事務組合や広域連合と連携して災害廃棄物処理に努める。自区域内での処理が困難と判断される場合は、市区町村は都道府県内の他市区町村等の施設での処理に向けた調整を都道府県に要請することができる。

災害廃棄物対策指針より抜粋

令和4年8月4日からの大雨災害 被害状況

記録的な大雨により、小松市、白山市、能美市では浸水被害や土砂災害等が発生
特に、小松市では河川の氾濫により甚大な被害が発生した

被害状況（災害等報告書より引用）

市町	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	漂着 ごみ	計
小松市	5	163	5	88	988		1,249
白山市				13	64		77
能美市		26	103	(27)	(100)		129
計	5	189	108	101	1,052	0	1,455

半壊や一部損壊に含む



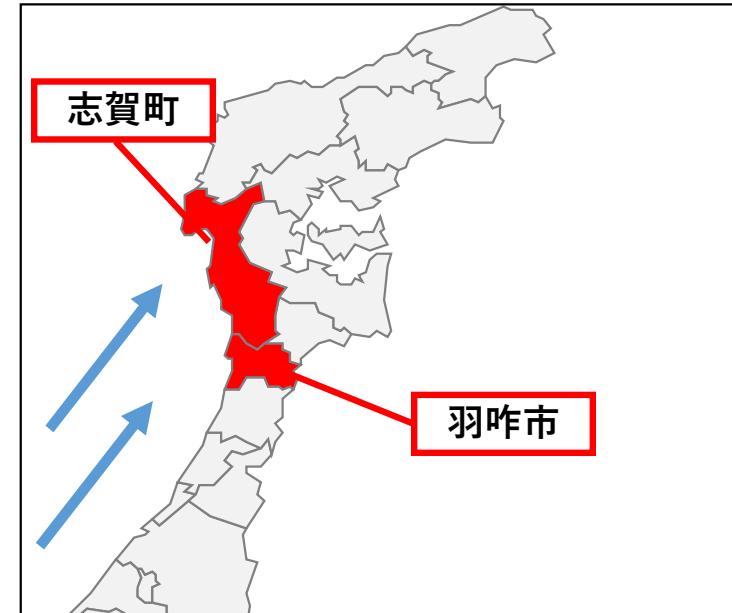
令和4年8月4日からの大雨災害 被害状況（流木）

大雨により河川から海に流れ出た流木や葦等が、能登半島西側海岸に大量に漂着
(環境省の補助対象である海岸保全区域外では羽咋市と志賀町に漂着)

被害状況（災害等報告書より引用）

市町	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	漂着 ごみ	計
羽咋市						16t	16t
志賀町						380t	380t
計						396t	396t

※ 環境省の補助対象である海岸保全区域外の漂着ごみの数量を記載



大雨が降った地域の河川



令和4年8月4日からの大雨災害 主な対応状況

発災翌日から職員を派遣し、中部地方環境事務所と連携し、仮置場の早期開設や災害廃棄物の適正処理、災害補助金の活用などについて被災市町を支援

① 災害廃棄物の適正処理等に関する通知

発災+1日～

環境省から発出された災害廃棄物の適正処理や災害補助金に関する通知を直ちに被災市町に周知

② 現地確認及び仮置場設置等支援

発災+1日～

災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の早期開設や災害廃棄物の分別の徹底を助言するなど被災市町の初動対応を支援

③ 災害協定に基づく協力要請

発災+1日～

産業資源循環協会に小松市仮置場の運営等について協力を要請（白山市等も市災害協定に基づき協定締結事業者に協力要請）

④ 災害廃棄物の適正処理等に係る被災市町向け休日相談窓口開設

発災直後の休日

県庁に職員が待機し、災害廃棄物の適正処理や災害補助金の補助対象に該当するかなど被災市町の相談に対応

⑤ 仮置場運営支援に係る県職員派遣

発災+1日～

県職員を派遣し、小松市仮置場の開設準備や運営を支援（7日間：延べ7名）

⑥ 仮置場運営支援に係る市町職員派遣

仮置場開設+2日～

市町・一部事務組合に協力を呼びかけ、実地訓練も兼ね、小松市仮置場の運営を支援（7日間・延べ58名派遣）

⑦ 漂着流木が災害起因であることの分析

流木漂着+2週間～

専門分野の大学の先生に相談の上、降水の状況、海流、風、波、流木の漂着状況等から補助要件を満たすことの説明資料を用意

⑧ 災害補助金の申請支援

発災+1日～

補助金活用に係るWEB説明会の開催（中部地方環境事務所）、被災市町からの問い合わせ事例集の作成・共有、人材バンクを活用した災害等報告書の作成支援、災害関係業務事務処理マニュアルに基づき交付申請書・実績報告書の事前確認など

(参考) 災害廃棄物の搬出場所・一時保管場所

被災市町の実情に応じ、市町管理の仮置場や町会管理の集積所など災害廃棄物の搬出場所・一時保管場所を設け、災害廃棄物の処理を円滑・迅速に実施

災害	市町	主な搬出場所・一時保管場所	
令和4年8月4日 からの大雨災害	小松市	仮置場（市管理）	こまつドーム駐車場 (8/7~9/11)
	白山市	仮置場（市管理）	白山郷体育館駐車場 (8/6~8/9)
	能美市	仮置場（市管理）	根上フラワーセンター駐車場 (8/5~8/7) 九谷陶芸村駐車場 (8/5~8/7) 物見山運動公園駐車場 (8/5~8/7、8/11)
令和5年奥能登地震 (令和5年5月5日)	珠洲市	仮置場（市管理）	市営野球駐車場 (5/9~5/18) 日本スカウトジャンボリー会場跡地 (5/19~7/9) ※ 6/12以降は金土日のみ受入れ
令和5年7月12日 からの大雨災害	津幡町	集積所（町会管理）	町会から申出を受け 18か所設置 (7/15~7/23)

※ 上記のほか、被災市町の実情に応じ、ごみステーションに搬出された災害廃棄物の臨時収集、仮置場に自己搬入できない高齢者宅等への収集、仮置場閉鎖後の市町処理施設での受入れなど実施

速やかに設置！

(参考) 災害等廃棄物処理事業費補助金

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

災害等廃棄物処理事業費補助金									
災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。									
	通常災害	激甚災害	特定非常災害		令和2年7月豪雨		令和元年房総半島台風及び東日本台風		
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		1/2		
災害廃棄物処理基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置※起債充当率100%	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%		(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%		(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%		
		(2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置			
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(97.5%以上)	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(97.5%以上)	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(97.5%以上)	
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象		対象		対象		

災害関係業務事務処理マニュアルより抜粋

(参考) 災害等廃棄物処理事業費補助金

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	 <ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>指定市：事業費 80万円以上、市町村：事業費 40万円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大 24 時間雨量が 80 mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上によるもの ○高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が 150 m³以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1 / 2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇒財務省：1億円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってよい。

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

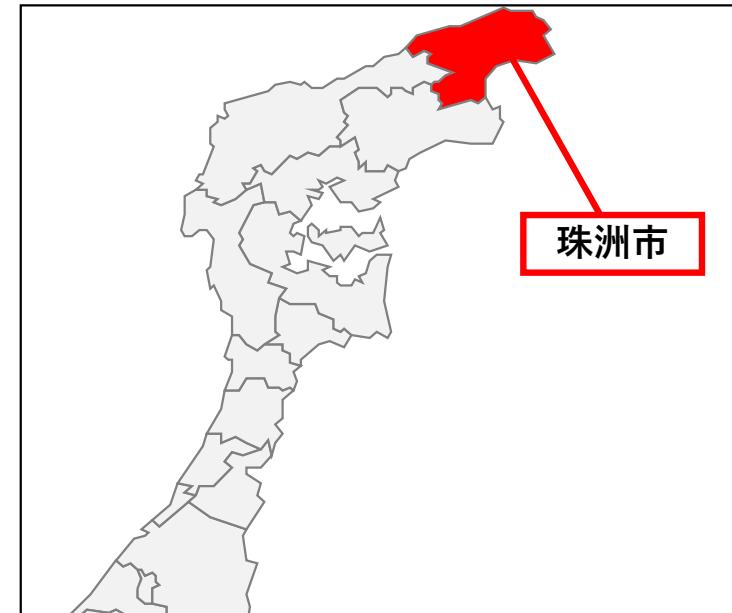
	通常	令和元年房総半島台風及び東日本台風	平成30年7月豪雨	熊本地震	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 産業廃棄物処理施設 広域廃棄物埋立処分場 P C B 廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 			
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	特定被災地方公共団体の標準税率に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100 20/100を超える部分は 90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
合計	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	100%

令和5年奥能登地震 被害状況

昨年6月に震度6弱を観測した地震からの復旧・復興に向けた取り組みを進める中、1年も経たないうちに、5月5日に震度6強の地震が発生し、甚大な被害が発生

珠洲市 家屋等の被害状況（8/31時点）

区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	計
住家	39	18	79	196	580	1,928	2,840
非住家	221	67	80	230	310	845	1,753
計	260	85	159	426	890	2,773	4,593



令和5年奥能登地震 主な対応状況

発災翌日から職員を派遣し、中部地方環境事務所と連携し、仮置場の早期開設や災害廃棄物の適正処理、災害補助金の活用などについて被災市町を支援

① 災害廃棄物の適正処理等に関する通知

発災+1日～

環境省から発出された災害廃棄物の適正処理や災害補助金に関する通知を直ちに被災市町に周知

② 現地確認及び仮置場設置等支援

発災+1日～

災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の早期開設や災害廃棄物の分別の徹底を助言するなど被災市町の初動対応を支援

③ 災害協定に基づく協力要請

発災+1日～

産業資源循環協会に珠洲市仮置場の運営や災害廃棄物の運搬・処分について協力を要請

④ 災害廃棄物の適正処理等に係る被災市町からの相談対応

発災+1日～

災害廃棄物の適正処理や災害補助金の補助対象に該当するかなど被災市町からの問い合わせに適宜対応

⑤ 仮置場運営支援に係る県職員派遣

発災+1日～

県職員を派遣し、珠洲市仮置場の開設準備や運営を支援（9日間：延べ23名派遣）

⑥ 仮置場運営支援に係る市町職員派遣

仮置場開設+0日～

市町・一部事務組合に協力を呼びかけ、実地訓練も兼ね、珠洲市仮置場の運営を支援（34日間・延べ184名派遣）

⑦ 他市町・一部事務組合の施設での処理に向けた調整

適宜

仮置場の集積状況に応じ、災害廃棄物を受入れ可能な市町や一部事務組合を確認し、珠洲市に情報を提供（金沢市が畳を受入れ）

⑧ 公費解体の実施支援

発災+1月～

仮置場の活用方法など公費解体の制度設計の検討について支援

⑨ 災害補助金の申請支援

発災+1日～

補助金活用に係るWEB説明会の開催（中部地方環境事務所）、人材バンクを活用した災害等報告書の作成支援、災害関係業務事務処理マニュアルに基づき交付申請書・実績報告書の事前確認など

(参考) 平時からの備え

災害はいつ起こるか分からぬため、災害協定の締結や災害廃棄物処理計画の策定、市町や一部事務組合向けのセミナーを開催するなど、平時からの備えを充実

① 民間事業者との協力体制を構築

- 平成17年3月 石川県産業資源廃棄物協会と災害協定を締結（災害廃棄物の処理等）
実績 ①令和4年8月の大雨災害（小松市）②令和5年奥能登地震（珠洲市）③令和5年7月の大雨災害（津幡町）
- 令和元年9月 石川県構造物解体協会と災害協定を締結（被災家屋の解体撤去等）

② 石川県災害廃棄物処理指針の策定

- 地震・津波・豪雨・台風などで発生する災害廃棄物の処理に関する県としての基本方針を策定
※市町モデル計画（市町災害廃棄物処理計画策定指針）含む （平成18年3月策定、平成28年3月改定）

③ 市町の災害廃棄物処理計画の策定

- 市町モデル計画（市町災害廃棄物処理計画策定指針）の提供
- 災害廃棄物処理計画の重要性や策定のポイントを学ぶ「石川県災害廃棄物セミナー」の開催
- 計画の具体的な内容について指導を受ける「環境省災害廃棄物処理体制強化モデル事業」の活用

令和2年度に全19市町で策定完了！

④ 石川県災害廃棄物セミナーの開催

- 平成30年度以降、災害廃棄物処理計画・災害補助金の手続・災害廃棄物処理の流れなどを学ぶセミナーを開催

⑤ 環境省災害廃棄物処理体制強化モデル事業の活用

- 令和元年度から令和4年度に災害廃棄物処理計画策定支援・初動対応に係る図上演習・仮置場の設置訓練などを実施

⑥ 中部ブロック協議会への参画

- 中部ブロック協議会が実施する情報伝達訓練、災害廃棄物対策セミナーや人材育成研修会等への参加